

千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例の一部を改正する条例の原案について（概要）

令和4年1月
教育庁体育課

1. 改正理由

千葉県総合スポーツセンター野球場において、令和3年度末完成予定の野球場照明塔設置工事を実施しているところである。

工事完成後は、照明塔の使用について、受益者負担の考えから照明設備の利用料を徴するものである。

2. 施行期日

令和4年4月1日

3. 改正条例

千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例

4. 改正内容

千葉県総合スポーツセンター野球場の照明設備利用料金を新設する。

単位		額の範囲
100%点灯	30分までにつき	1,720円以内
70%点灯	30分までにつき	1,210円以内
50%点灯	30分までにつき	860円以内

※50%点灯とは照明設備の電球のうち「点灯する個数が半分になる」のではなく「1つ1つの電球の照度」が半分になるというものです。70%点灯も同様です。

5. 設置箇所及び設置イメージ

